

令和2年8月21日
自動車局総務課企画室

トラック、バス、タクシー分野の人材確保を後押し ～「働きやすい職場認証制度」の創設～

自動車運送事業者による働き方改革の取組（職場環境の改善努力）を「見える化」し、求職者が容易に確認できるようにします。また、より働きやすい労働環境の実現、安定的な人材の確保を図ります。

1. 背景

国土交通省では、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として、今年度より「働きやすい職場認証制度」を創設することとしました。

本制度を通じ、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促します。併せて、更なる改善の取組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図って参ります。

2. 概要

(1) 対象

自動車運送事業者（トラック事業者、バス事業者（乗合、貸切）、タクシー事業者）

(2) 審査要件

①法令遵守等、②労働時間・休日、③心身の健康、④安心・安定、⑤多様な人材の確保・育成の5分野について、基本的な取組み要件を満たすことにより認証。併せて、自主的・先進的な取組みを参考点として点数化。

(3) 認証手続き

国土交通省の指定を受けた一般財団法人日本海事協会が認証実施団体として申請受付、審査、認証等の手続きを実施。

(4) 料金（予定）

審査料：5万円（税別）／1申請あたり ※インターネットによる電子申請の場合、3万円（税別）に割引
登録料：6万円（税別）／1申請あたり

(5) 認証結果等の活用（予定）

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への記載や認証事業者と求職者のマッチング支援を検討。また、求人エージェントと連携し、先進的な取組みを広く発信予定。

3. スケジュール（予定）

申請期間：令和2年9月16日（水）～12月15日（火）

<参考>

- (1) 一般財団法人日本海事協会「働きやすい職場認証制度」ホームページ
<https://www.untenshashokuba.jp/>
(申請案内書、「申請案内書」の骨子、申請のポイント紹介動画等をご覧ください(申請案内書等のダウンロードもこちらから))
- (2) 自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要(別添)

以上

【お問い合わせ先】

自動車局総務課企画室 重見、橋本、小島

代表 03-5253-8111 (内線 41162)

直通 03-5253-8564 FAX 03-5253-1636

自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要

(正式名称:「運転者職場環境良好度認証制度」)

評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」。求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促す。また、更なる改善取り組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

<認証の審査要件>

中小事業者による申請を容易にし、取り組みの円滑な浸透、普及を図る観点から、

- ① 法令遵守等
- ② 労働時間・休日
- ③ 心身の健康
- ④ 安心・安定
- ⑤ 多様な人材の確保・育成

の5分野について、基本的な取組要件を満たせば、「1つ星」認証を取得可能。

併せて、自主的、先進的な取組みを参考点として点数化。

※ 参考点は、翌年度以降の「2つ星」、「3つ星」の制度設計に向けた検討材料としても活用。

<申請者>

- バス(乗合、貸切)事業者
- タクシー事業者
- トラック事業者

※ 原則 法人単位(都道府県単位での申請も可能)

<申請方法>

認証実施団体である「一般財団法人 日本海事協会 (CLASS NK)」が受付、審査及び認証手続きを実施。

- ※ 書類確認、審査委員会による審査の上、認証を実施。
- ※ インターネットによる電子申請も可
- ※ 関係書類の保存義務、無作為抽出での事後確認あり。

<料金(予定)>

審査料: 5万円(税別) / 1申請あたり
(インターネットにより電子申請の場合、3万円(税別)に割引)
登録料: 6万円(税別) / 1申請あたり

<申請受付期間(予定)>

令和2年9月16日～12月15日

※ 翌年1月以降、審査結果を申請者に通知。

<認証結果等の活用(予定)>

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への記載や、認証事業者と求職者のマッチング支援を検討。また、求人エージェントと連携し、先進的な取り組みを広く発信予定。